

令和7年11月第193回定例 農業委員会総会議事録

令和7年11月10日（月）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第763号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第764号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第765号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第465号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

報告第466号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

報告第467号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和7年11月第193回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願ひします。

議 長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

すっかり涼しくなりいよいよ秋から冬に向かっている今日この頃でございます。ご存じの通り国会も初の女性総理が誕生しまして、滋賀県からは長浜の上野賢一郎さんが厚生労働大臣に入閣されました。農林水産大臣は今年になって3人も変わられ、前回の小泉さんから鈴木さんに代わり、小泉さんの時は増産でしたが、需要に応じた生産になり、情勢が変わったように思います。

議 長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出 1名（24番●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、11月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和7年11月第193回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

6番 ●●●●委員

7番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願ひします。

議 長

次に、日程第2 議案の上程になります。

議第 763 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第763号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町桑実寺●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積69m²、世帯の経営面積、渡人114.8アール、受人6.9アールで今回の申請面積を合わせますと7.5アールとなります。渡人につきましては、安土町桑実寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町桑実寺●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。

番号2、土地の所在地、安土町慈恩寺●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積221m²、同じく安土町慈恩寺●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積139m²、世帯の経営面積、渡人5.9アール、受人、近江八幡市では0アールですが、東近江市で3.1アールです。渡人につきましては、彦根市船町●●番●●号、●●●●2階、●●●●法律事務所、●●●●、相続財産清算人、弁護士、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相続財産清算のため、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、安土町大中●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積5,303m²、同じく安土町大中●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,360m²、世帯の経営面積、渡人86.6アール、受人、近江八幡市では0アールですが、竜王町で15.1アールです。渡人につきましては、蒲生郡竜王町大字山之上●●番地、●●●●、受人につきましては、蒲生郡竜王町大字山之上●●番地、有限会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は民法第646条第2項による移転、当初、●●●●で農地を取得したかったが、農地所有適格法人でなかったため、個人名義で平成28年8月に農地を取得されました。今回、●●●●

が農地所有適格法人の要件を満たすようになったため法人で事業継承されるものです。譲渡理由につきましては、法人への事業継承、譲受理由につきましては、従来より耕作でございます。

番号4、土地の所在地、円山町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積72m²、同じく円山町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,645m²、同じく円山町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,375m²、同じく円山町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積224m²、同じく円山町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,527m²、同じく円山町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,700m²、世帯の経営面積、渡人85.4アール、受人173.4アールで今回の申請面積を合わせますと258.8アールとなります。渡人につきましては、東近江市八日市野々宮町●●番●●号、●●●●、受人につきましては、北之庄町●●番地●●、株式会社●●●●、前の●●●●でございます。代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、島町●●番●●、登記地目、現況地目とも畠、登記面積67m²、世帯の経営面積、渡人160.5アール、受人6.0アールで今回の申請面積を合わせますと6.6アールとなります。渡人につきましては、出町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、島町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。

番号6、土地の所在地、中之庄町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積85m²、世帯の経営面積、渡人8.8アール、受人13.4アール、渡人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、受人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、耕作便利でございます。

番号7、土地の所在地、中之庄町●●番●●、登記地目、現況地目とも畠、登記面積82m²、世帯の経営面積、渡人13.4アール、受人8.8アール、渡人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、受人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由に

つきましては、耕作便利でございます。

番号8、土地の所在地、野村町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積198m²、同じく野村町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積238m²、同じく野村町●●番●●、登記地目、現況地目とも畠、登記面積347m²、同じく野村町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,167m²、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,318m²、同じく野村町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積561m²、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,064m²、同じく野村町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,907m²、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,112m²、世帯の経営面積、渡人13.4アール、受人10,850.8アールで今回の申請面積を合わせますと10,969.9アールとなります。渡人につきましては、東京都板橋区板橋●●丁目●●番●●、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、規模拡大でございます。

番号9、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積211m²、世帯の経営面積、渡人2.1アール、受人551.8アールで今回の申請面積を合わせますと553.9アールとなります。渡人につきましては、愛知郡愛荘町愛知川●●番地●●、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号10、土地の所在地、若宮町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積218m²、世帯の経営面積、渡人2.2アール、受人89.8アールで今回の申請面積を合わせますと91.9アールとなります。渡人につきましては、丸の内町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。

番号11、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,158m²、同じく馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,260m²、世帯の経営面積、渡人44.6

アール、受人135.5アール、渡人につきましては、馬淵町●●番地。●●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号12、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積40m²、世帯の経営面積、渡人44.6アール、受人135.5アールで番号11と合わせて180アールとなります。渡人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡人につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願ひします。

- 議長 ありがとうございました。
議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。
- 委員 (特になしの声)
- 議長 皆様にお伺いします。
質問や意見はございませんか。
- 委員 内容が分からぬので教えてください。番号2の相続財産清算人の案件ですが相続人がおられなくて清算されるのでしょうか、安土町慈恩寺の農地を鷹飼町の方が買われるわけですが、何か将来的に考えておられるのか、規模拡大とありますが、どういう目的で購入されるのか把握されていますか。
- 委員 2番の管轄をしていますが、●●●●さんが亡くなられて相続人がおられるのですが、相続放棄をされたので家庭裁判所の方か

ら財産の処分について弁護士をたてられたのかなと思います。

事務局

●●委員ありがとうございます。規模拡大です、確かに面積が少ないので規模拡大というのはどうかなというところもありますが、今回のところは畠で特にどうこうしようという考えではなく、この方は特に大きな機械を持っておられるわけでもないので、畠ならできるという判断で申請されたものです。相続財産清算人の方に聞きますとまだ水田が残っていますが、なかなか買い手が見つからないということで、この方は畠をしたいということで今回申請に至ったもので、水田がまだ残っているということを補足させていただきます。

委 員

もう一点教えてほしいのですが、購入されるにあたってはどういう方法で情報を仕入れて購入に至ったのか事務局で分かりますか。

事務局

すみません、どこから情報を仕入れられたのか、その辺のこととは分からないです。今水田に関しては●●さんが耕作されていますが、購入までは考えていないということで、お断りを入れられたということと、●●●●さんにも行かれましたが、なかなか持てないということで困っている状況で、●●さんは耕作はしてもいいですが、地主にはなりたくないというところです。もう少し粘り強く探されるということと、最悪誰も購入されないという場合は所有者不明農地という扱いになり、耕作者は●●さんがおられるので、●●さんがずっと借りるという約束の元、中間管理機構に申請をして耕作していただくことは可能となってくる案件です。

委 員

東近江で畠をされているという状況ですが、この方は畠をやつておられますか。耕作をするという状況の中で、今雑草がかなり繁茂していて耕作されていないという現状もありますし、鷹飼から慈恩寺までも距離がありますし、本当にされるのかどうか少し心配なところがありますし、東近江でどういう管理をされているのか分かれば教えていただきたいです。

事務局	農地法3条を申請されるには、農地の全部効率要件ということで、全てを効率よく作っていないといけないとだめだということでありますので、東近江の農業委員会に全部効率要件確認ということで調査いただいた書類を付けております。●●さんは栗見新田に農地をお持ちで、畠で310m ² 耕作をしているという証明書が付いています。今、栗見新田で耕作ができているのであれば慈恩寺の方が近いのかなということもあります。
議長	他にございませんか。 質問も意見もないようありますので、採決に入ります。
	議第763号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり許可することに決定いたします。
議長	それでは次に、議第764号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議第764号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
	番号1、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、現況地目とも畠、申請面積105m ² 、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、上田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転

用目的は露天駐車場で、現在所有している申請地近隣のアパートの駐車場が不足していることから、今回申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畠、申請面積195m²、同じく東横関町●●番●●、登記地目、現況地目とも畠、申請面積99m²、渡人につきましては、兵庫県西宮市南甲子園●●丁目●●番地●●一●●、●●●●、同じく東横関町●●番●●、登記地目、現況地目とも畠、申請面積95m²、渡人につきましては、東横関町●●番地、●●●●、同じく東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畠、申請面積152m²、同じく東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畠、申請面積175m²、渡人につきましては、東横関町●●番地●●、●●●●、同じく東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畠、102m²、渡人につきましては、上野町●●番地、●●●●、以上6筆818m²の受人につきましては、大阪府茨木市東福井●●丁目●●番●●号、●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、東横関町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は露天駐車場で、申請地北側の工場を拡張する計画があり、それに伴い駐車場が不足することから、今回の申請に至りました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積731m²、同じく長光寺町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積738m²、渡人につきましては、武佐町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町●●、●●●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長光寺町地先の農地で、近江鉄道平田駅からおおむね500m以内であることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。転用目的は太陽光発電施設で、立地基準上、また、代替性の観点からも、他に適地がなく、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、設置者の連絡先が記載されている看板の掲示、定期的な草刈りをしっかりするよう申請者に説明し、実施するとの確認を得ております。

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

議第 764 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 1番●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

10月31日に、議第764号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、2番 ●●●●委員、6番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

番号1の案件です。

隣接の農地との境界には、既存のブロックにより、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、基本地下浸透で処理されますが、申請地南東に集水枠を設け市道水路に放流されることから、問題ないと考えます。

番号2の案件です。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水排水については、申請地北側の既存水路に放流することから、問題ないと考えます。

最後に番号3の案件です。

現況どおり使用されるため、問題ないと考えます。

第5条許可申請3件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

先日の農地部会で、その時に心配で説明いただいたのですが、まだ少し引っかかるところがありまして、武佐学区の長光寺町に一つ先輩の●●さんが補助員をされていて、相談に行ってきました。結果、特には問題ないだろうというお話でした。

事務局	今●●委員も現地を見られているように、草が結構生えているような農地でございまして、周りも太陽光発電をされております。そちらについては草刈りもきっちりされていて看板もしっかり掲げられており、他のところに比べたら綺麗にされているように思います。今草が生えているところ、何年も耕作されていないところを草刈りもしていただいて太陽光発電として使われることについては草の管理さえ守っていただければ大丈夫かと思います。今回、●●●●という会社がされますが、太陽光の法律に法りされますので看板も設置していただけます。何かあれば看板の連絡先に連絡して是正していただくことになりますし、市にご連絡いただければ行政ルートでの指導も当然させていただきます。光の問題についてはどこまで影響があるのか●●委員も心配されているところですが、その辺りまでは農業委員会で把握させてもらっていないが現在周辺での光の害というのを聞いておりません。
委 員	今の太陽光発電の関係ですが、太陽光パネルができるから20年ぐらい経ってきますが、施設自体の耐久年数があると思いますが、そういうことへの農業委員会から申請者への対策は出来ているのでしょうか。また今後耐久年数についてはどうのうに対応しないといけないのかという指導ができているのでしょうか。
事務局	太陽光発電施設における農地法の審査で求めているものにつきましては、買取制度の話で、FIT法に基づく経産省の認定通知書の写し、今回の場合はそういう補助金をもらわないものでございましたので添付はございません。ちゃんとできるかということで電力会社の系統接続の同意を称する書面をいただいている。それと太陽光発電施設の仕様書ということで転用目的が達成されることを確認するための書類というのを主においておりますのが農地法の申請制度になっています。その後地目変更がなされ農地法の網が外れてきますので、そこについては経産省の法令に基づいて20年後どうなのかとするのかなど、少しお答えにはなっていませんが、農地法の網は外れますのでなかなか難しいのかなと思います。
議 長	他にございませんか。

質問も意見もないようありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議 長	それでは次に 議第 765 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議第 765 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和 7 年 11 月 10 日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。 今回は、地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件が 8P～21P の 430 件でございます。 なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号 1 についてのみ紹介させて頂きます。なお、先月より、一番右側「農業を担う者」という欄が設けられており、これは、地域計画が定めてあり、担い手に権利の設定がされるものに「○」印が付いております。今回 5 力所空欄になっておりますが、間違えでありまして、すべて担い手に権利設定されています。空欄の個所は、18P の 333、334、335、20P の 387、396 です。修正をお願いします。 番号 1、権利を設定する者、●●、野洲市野田●●番地、設定する土地、野村町●●、田、1,803m ² 、設定する権利、賃借権、水田、令和 8 年 1 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間、借賃につきましては、10 アールあたり 10,000 円、権利の設定を受ける者につきましては、株式会社●●●●、野村町●●番●●でございます。かなりの件数がありますのでご確認をお

- 願いします。
- 議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
- 委員 今回の案件は更新と解釈してよかったです。更新であれば前回と同じ単価でよかったです。
- 事務局 ほとんどが更新ですが中には新規もあると思っております。新規か更新かという資料が今はございませんので申し訳ございません。借賃料につきましては見ていくと今までと特には変わらないのかなという傾向にあると思います。コメの値段が上がったから上げておられるところも見た感じではなかったのかなと思っております。
- 委員 11ページの97から101までの農業を担う者に丸がついていませんが。
- 事務協 すみません、これも「〇」です。
- 委員 相続人が確定したら再度設定し直すのですか。
- 事務局 軽微な変更なので口座をどこに振り込んだらいいかというのを調査されます。
- 委員 相続人代表が相続されず、違う人が相続された時はどうなりますか。その時は結び直すのか。
- 事務局 結び直すまではしてなくて、口座の変更の手続きだけされています。
- 委員 倉橋部の賃料が18,000円というのはかなり高めですが。
- 委員 賃料が18,000円、従来はもう少し高かったです、水利費も全部含めてです。

議長	他によろしいですか。 質問も意見もないようありますので、採決に入ります。 議第 765 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり承認することに決定いたします。
議長	それでは、次に報告第 465 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 466 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 467 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第465号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、出町●●番●●、田、225m ² 、受理日及び受理番号、令和7年10月9日、406番、届出人につきましては、音羽町●●番地、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。 続きまして、報告第466号、農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、鷹飼町●●番●●、田、198m ² 、受理日及び受理番号、令和7年10月27日、509番、渡人につきましては、鷹飼町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、江頭町●●番地●●、●●●●、●●●●、理由につきましては、住宅、区分は使用貸借でございます。

続きまして、報告第467号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和7年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、今回は全て賃貸借契約解除で21件ございました。

2、自己の農業用施設、2アール未満に供する農地転用の届出について、①市井町●●番地●●の一部、田、862m²の内199m²を農業用倉庫、届出人につきましては、縄手町元●●番地、●●●●、令和7年10月23日受理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議長 ただ今の、報告第465号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第466号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第467号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 それでは、質問や意見等もないようあります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第193回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時25分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員